

印鑑登録をする方へ

印鑑の登録は、直接個人の利害に結びつくため、特に慎重な取り扱いをしています。印鑑登録をする方は、次のことに注意して余裕を持って手続きをしてください。

【登録できる方】

登録できるのは、市内に住所があり、住民基本台帳に記録されている15歳以上の方です。(意思能力を有しない方を除く)

【登録が必要】

登録を必要とする本人が、登録する印鑑と本人確認書類を持参し、申請するのが原則です。

【即日印鑑登録できる場合】

ただし、本人が病気やその他やむをえない理由で、自ら申請できないときは、本人の自署、押印した「委任の旨を証する書面(委任状または代理人選任届)」(ひな形は市ホームページに掲載)を提出し、本人・代理人の健康保険証等を持参して、代理人が申請することもできます。

【マイナンバーカードをお持ちの場合】

マイナンバーカードをお持ちの場合は、印鑑登録証の機能をマイナンバーカードに載せることができますので、お問い合わせください。

【登録申請の確認、印鑑登録証の交付】

登録の申請をすると、本人確認および本人の意思による登録であることを確認するため、本人あてに、郵送で文書照会します。本人がその回答書、登録する印鑑、本人の健康保険証等を持参した場合、印鑑登録証(黄色いカード)を交付します。

【印鑑登録証明書の交付】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

【印鑑登録証明書の機能】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

【印鑑登録証明書の機能】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

【印鑑登録証明書の機能】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

【印鑑登録証明書の機能】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

【印鑑登録証明書の機能】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

【印鑑登録証明書の機能】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

【印鑑登録証明書の機能】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で暗証番号の確認が必要です。本人がマイナンバーカードを持参してください。

【印鑑登録証明書の機能】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

【印鑑登録証明書の機能】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

【印鑑登録証明書の機能】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

【印鑑登録証明書の機能】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

【印鑑登録証明書の機能】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

【印鑑登録証明書の機能】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

【印鑑登録証明書の機能】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

【印鑑登録証明書の機能】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

	マイナンバーカード	印鑑登録証(黄色いカード)
証明書交付場所	コンビニ交付サービス対応店舗、市民課	市民課
証明書手数料	コンビニ交付サービス対応店舗=200円、市役所窓口=300円	300円
証明書交付時の必要事項	マイナンバーカード、暗証番号の入力(市役所で取得する場合は申請書の記入も必要)	印鑑登録証、申請書の記入
証明書交付を受けられる方	本人のみ	本人または代理人

引っ越しのシーズンです 住所異動の届け出を忘れずに

住所の異動

引っ越しをしたときは、届出期間内に住所の異動の届け出が必要です。在留カード等をお持ちの外国人の方も届け出が必要となります。

【転入届】

小金井市に引っ越してきたときは、前住所地で転出証明書を受け、引っ越してきた日から14日以内に届け出てください。

【転居届】

市内で住所を変えたときは、新しい住所に住み始めた日から14日以内に届け出てください。

【その他の届け出】

住所の変更はないものの、世帯主が変わったり、生計が別だった人が同一世帯になったときなどは、14日以内に届け出てください。

【転出届】

ほかの市区町村に引っ越しする場合は、引っ越し日と引っ越し先が決まり次第、あらかじめ届け出てください。

【届け出ができる方】

本人または小金井市で同一世帯の方(転居届は転居後に同一世帯の方)
※これ以外の第三者が行う場合には委任状が必要となります

【課税(非課税)証明書】

対賦課期日時点(当該年度の1月1日)および現在も小金井市に住民登録がある方※▽現在取得できるのは、本人の令和5年度分に限る▽本人による申告がない場合や税額に変更等がある場合は、発行できないことがあります

【取得場所】

全国のセブンイレブン、ローソン(ローソンストア100は除く)、ファミリーマート、

なりすまし防止のため本人確認にご協力を
市民課(市役所第二庁舎1階)での手続きの際には、第三者による虚偽の届け出や証明書の不正取得を防止するため、来庁した方の本人確認を実施しています。運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、顔写真付き住基カード等をお持ちください。なお、保険証等の顔写真がないもの1点のみでは、手続きが完了しない場合があります。その際は、口頭での質問や照会書による本人確認をさせていただきます。ご了承ください。

マイナンバーカードがあれば
住民票や税証明等が
コンビニで取得できます
ミニストップ等のマルチコピー機

【住民票】
対本人および同一世帯にいる方
【印鑑登録証明書】
対本人※マイナンバーカードに機能を移行した方に限る
【戸籍謄本・抄本(除籍、改製原を除く)、戸籍の附票】
対小金井市が本籍の、本人および同一戸籍にいる方※小金井市に住民登録のない方は、事前登録が必要
【課税(非課税)証明書】
対賦課期日時点(当該年度の1月1日)および現在も小金井市に住民登録がある方※▽現在取得できるのは、本人の令和5年度分に限る▽本人による申告がない場合や税額に変更等がある場合は、発行できないことがあります

【取得できる証明書等】
【住民票】
対本人および同一世帯にいる方
【印鑑登録証明書】
対本人※マイナンバーカードに機能を移行した方に限る
【戸籍謄本・抄本(除籍、改製原を除く)、戸籍の附票】
対小金井市が本籍の、本人および同一戸籍にいる方※小金井市に住民登録のない方は、事前登録が必要
【課税(非課税)証明書】
対賦課期日時点(当該年度の1月1日)および現在も小金井市に住民登録がある方※▽現在取得できるのは、本人の令和5年度分に限る▽本人による申告がない場合や税額に変更等がある場合は、発行できないことがあります

【取得できる証明書等】
【住民票】
対本人および同一世帯にいる方
【印鑑登録証明書】
対本人※マイナンバーカードに機能を移行した方に限る
【戸籍謄本・抄本(除籍、改製原を除く)、戸籍の附票】
対小金井市が本籍の、本人および同一戸籍にいる方※小金井市に住民登録のない方は、事前登録が必要
【課税(非課税)証明書】
対賦課期日時点(当該年度の1月1日)および現在も小金井市に住民登録がある方※▽現在取得できるのは、本人の令和5年度分に限る▽本人による申告がない場合や税額に変更等がある場合は、発行できないことがあります

【取得できる証明書等】
【住民票】
対本人および同一世帯にいる方
【印鑑登録証明書】
対本人※マイナンバーカードに機能を移行した方に限る
【戸籍謄本・抄本(除籍、改製原を除く)、戸籍の附票】
対小金井市が本籍の、本人および同一戸籍にいる方※小金井市に住民登録のない方は、事前登録が必要
【課税(非課税)証明書】
対賦課期日時点(当該年度の1月1日)および現在も小金井市に住民登録がある方※▽現在取得できるのは、本人の令和5年度分に限る▽本人による申告がない場合や税額に変更等がある場合は、発行できないことがあります

【取得できる証明書等】
【住民票】
対本人および同一世帯にいる方
【印鑑登録証明書】
対本人※マイナンバーカードに機能を移行した方に限る
【戸籍謄本・抄本(除籍、改製原を除く)、戸籍の附票】
対小金井市が本籍の、本人および同一戸籍にいる方※小金井市に住民登録のない方は、事前登録が必要
【課税(非課税)証明書】
対賦課期日時点(当該年度の1月1日)および現在も小金井市に住民登録がある方※▽現在取得できるのは、本人の令和5年度分に限る▽本人による申告がない場合や税額に変更等がある場合は、発行できないことがあります

【取得できる証明書等】
【住民票】
対本人および同一世帯にいる方
【印鑑登録証明書】
対本人※マイナンバーカードに機能を移行した方に限る
【戸籍謄本・抄本(除籍、改製原を除く)、戸籍の附票】
対小金井市が本籍の、本人および同一戸籍にいる方※小金井市に住民登録のない方は、事前登録が必要
【課税(非課税)証明書】
対賦課期日時点(当該年度の1月1日)および現在も小金井市に住民登録がある方※▽現在取得できるのは、本人の令和5年度分に限る▽本人による申告がない場合や税額に変更等がある場合は、発行できないことがあります

【取得できる証明書等】
【住民票】
対本人および同一世帯にいる方
【印鑑登録証明書】
対本人※マイナンバーカードに機能を移行した方に限る
【戸籍謄本・抄本(除籍、改製原を除く)、戸籍の附票】
対小金井市が本籍の、本人および同一戸籍にいる方※小金井市に住民登録のない方は、事前登録が必要
【課税(非課税)証明書】
対賦課期日時点(当該年度の1月1日)および現在も小金井市に住民登録がある方※▽現在取得できるのは、本人の令和5年度分に限る▽本人による申告がない場合や税額に変更等がある場合は、発行できないことがあります